

## 学位申請論文の審査結果の報告

京都府立大学学位規程第 12 条に基づいて、以下のとおり研究科会議に報告する。(なお、審査論文内容については、「学位申請論文の要旨」を参照願いたい。)

### [経過]

3名の審査委員(津崎審査委員、小沢審査委員、山野審査委員)による審査(平成25年10月24日、12月5日、平成26年1月16日、1月27日)をふまえ、平成26年2月19日(16時00分から17時30分)の公開審査(最終試験)となった。本論文の内容は、公開審査(最終試験)において学位申請者である山口敬子から説明がなされ、その後、2名の審査委員(小沢審査委員、山野審査委員)および出席者(20名)のうちの若干名との間で質疑応答がなされた。審査委員の論文に対する評価と2月19日の主な質疑の内容は、以下のとおりである。

### [評価]

現代日本における社会的養護施策の課題は施設養護小規模化および家庭養護(里親委託・養子縁組)推進であるが、本研究は、後者のうちの里親委託推進に焦点を当て、その方策として近年制度化された里親支援機関事業の現況について調査研究を行い、その結果に基づいて里親支援機関事業に必要な業務内容はソーシャルワークに基づく訪問支援であるとの結論に達し、今後我が国が目指すべき里親委託支援システムのモデルを提示している。

第1~3章では、社会的養護施策における国際動向および日本における施策動向をレビューし、永年にわたる施設養護中心の施策から里親委託の意義・優先性がようやく日本でも認められつつあるなかで、里親委託への専門的支援の必要性が認識され始めようとしている状況を確認している。第4章では、現状での里親支援状況を整理し、里親が抱える問題やニードおよび里親支援の課題を明らかにし、募集から委託終了まで里親に継続的に関わる「里親委託支援システム」構築が不可欠であるという認識に至っている。第5章では、里親支援システムの中核機能を特定すべく、申請者が5年間関わったある自治体の里親家庭訪問支援事業の検討を通じて、従来から行われてきたホームヘルプ的里親養育援助事業とは全く異なった、ソーシャルワーク的視点で行われる訪問支援事業の意義を明らかにし、里親支援機関事業の可能性に通じる諸特性を抽出している。第6章では、申請者らが実施した全国の里親支援機関事業に対する質問紙調査の結果から、実際の里親支援機関事業は、厚労省が当初構想した里親支援機関事業とは異なったものとなっていること、加えて申請者が構想する里親委託支援システムの中核となる里親(訪問)支援事業が行える体制にないことを見出している。第7章では、里親委託支援システム構築の前提となる諸課題(里親支援ソーシャルワーカーの養成・確保の問題、チームアプローチの必要性、里親支援に関する法規定明確化、里親支援機関事業予算確保など)を提示し、里親支援ソーシャルワーカーを主な人材とした里親支援機関事業を中核におき、児童相談所等との連携を枠組みとする「里親委託支援システムのモデル図式」を構想し、本論文を結んでいる。

以上から、日本における里親委託推進の前提条件となる里親支援事業の現状分析と里親支

援機関事業の今後の展望を訪問支援実務と全国調査を通じて明らかにした本研究は、本邦における里親委託支援および里親支援機関事業に関する本格的研究の先駆けとなりうると評価できる。なお、整合性のある章構成に見合う主論点の力動的な展開あるいは論旨展開に役立つさらなる事象探究において、やや徹底できていない点が若干散見され惜しまれるものの、評価に値する点と今後の研究上の課題は、次のとおりである。

- 1 5年にわたる里親家庭への訪問支援実務を通じて、里親委託に関わる人間関係の力動性や里親・委託児童のニーズを整理し、里親委託支援に求められる実務的枠組や支援方法の方向性を明確化している。
- 2 社会的養護施策上最も新たな制度である里親支援機関事業の現状について全機関を対象とする質問紙調査により明らかにし、厚労省構想や関係者の期待からはかけ離れた実情にあることを見出すとともに、里親支援機関に求められる諸機能、とりわけソーシャルワークに基づく訪問支援事業の在り方を実務経験と先行研究の成果に基づいて構想することに成功している。
- 3 今後想定できる里親支援機関事業と児童相談所等関連諸機関の連携に基づく里親委託支援システムのモデルを、実施に移すための諸条件とともに提示している。
- 4 民間里親委託機関については、英国の里親委託機関 (Foster Care/Fostering Agency) 制度を中心に比較検討してはいるが、厚労省の構想した里親支援機関事業の原型となった韓国や他の東アジア諸国の里親委託機関との比較検討が今後要請されよう。
- 5 近年里親委託率が著しく向上した自治体 (福岡市・大分県・静岡市等) における児童相談所と里親支援機関事業の連携の在り方を研究し、申請者の構想する里親委託支援システムモデルの現実的な視点に基づく精緻化がいつそう望まれる。
- 6 関連社会機関間連携の必要性は里親委託支援システムモデルでも触れてはいるが、英韓等にみられる里親支援ソーシャルワーカー (Supervising Social Worker/Link Worker) を中核人材としたうえで、臨床心理士・委託児学習指導教員・ホームヘルパー・児童精神科医等の他専門職からなるチームワークによる里親委託支援の全体像に関する検討が十分ではなく、ソーシャルワーカーによる訪問支援と他専門職との協働の在り方を英韓の先行モデルなどを参考により精緻化するとともに、申請者の構想するモデルの有効性を特定の自治体におけるアクション・リサーチを通じて検証する作業が要請されよう。

#### [公開審査会の状況]

公開審査では、審査委員と出席者から主に博士論文の内容と主張の有効性を問う、あるいは確認する質問とそれらに対する応答が、以下のようになされた。

まず小沢審査委員から、先行研究に関連し、社会的養護における集団主義養護論の現況はどうなっているか質問され、現在は施設でも家庭的な環境に近づけて養護を行う方針が国から勧告されており、ユニットケアやグループホームを推進している施設が圧倒的であるが、集団を重視する大舎制施設養護を維持する施設も少ないが存在し、国の方針は明確だが現場では一貫していないのではないかと、回答がなされた。同委員から続いて、里親支援に関わる児童相談所業務の民間機関委託をきわめて高く評価しているが、モデル図にも里親支援機関と児童相談所との連携が不可欠となっており、児童相談所を見限っている部分がある一方、

連携して協働することの重要性も主張されているが、その整合性はとの質問がなされた。これに対し、里親支援に積極的でない児童相談所が措置権、里親認定権、マッチング決定権も保持しており、後者二つの機能は民間機関へ移管が望ましいが、現状では見通しはうすいので、こうした形での連携をとるしか選択肢は存在せず、措置権行使以外では民間里親支援機関事業に里親委託業務を全面委嘱する形ができれば、先進国並みになれると回答がなされた。さらに同委員からは、委託率の向上著しい先進自治体から民間里親支援機関事業と行政との連携についてももう少し踏み込んだ分析ができていれば、と注文がだされた。

次に山野審査委員との間で質疑応答があった。まず、ある自治体における事例について、訪問員の属性・専門性の基盤・教育訓練・訪問のプロセス、事例への倫理的配慮について質問がなされた。これらに対して、4名の訪問支援担当者（臨床心理士・社会福祉士）がまず里親と面談を行い、委託児支援の方向性を決めたくえで訪問を行い、数か月経過後（3~6か月）に再度里親と面談、支援の方針について協議しながら訪問を行っていたこと、倫理的配慮では事例は博士論文以外に公表せず、固有名詞や個人が特定されぬよう慎重に配慮した、と回答があった。続いて訪問員の教育訓練歴・経験年数について補足質問がなされ、年一度のスーパービジョンがあったが訪問里親家庭の状況報告にとどまり訪問員の相談ニードへの対応は不十分だったこと、申請者と組になった訪問員は経験年数3年の臨床心理士との回答がなされた。さらに同委員から、ソーシャルワークがCOS（慈善組織協会）の友愛訪問にその源流を求めることができるものであるから、里親支援の訪問活動をソーシャルワーカーが担うのは当然のことであるとの主張は飛躍しているのではないかという指摘がなされた。これに対しては、里親のニーズ、委託児童のニーズを里親家庭の生活構造から理解し、そうしたニーズを彼らが児童相談所や里親に伝えられない場合の代弁機能、あるいは里親のバーンアウトやレスパイトに際し児童相談所との連携を軸に必要な資源に繋ぐ調整機能はソーシャルワークの主な機能であると実務経験から感じていたからである、と回答がなされた。この後同委員からは、チームで支援することが必要だという考え方もあるとの意見が表明され、併せて、里親支援は誰のためのものなのか、里親支援の充実に向けて求められるものについて、法制度と専門職による実践のそれぞれの側面から述べて頂きたいと質問がなされた。これらに対しては、里親委託は国家責任を履行する公的養護であり、子どもの最善の利益保障が求められ、委託児童を主人公にするのが里親委託支援であるが、児童相談所の児童福祉司が第一義的に委託児童の保護に法的責任を負っており、実際に養護を提供する里親にも十全な支援がなければ、子どもの最善の利益保障につながらないということが前提であること、制度面に関しては、現状の児童相談所には異動で初めて里親委託を知る職員も少なくないし、彼らに里親委託への措置決定が委ねられるという現実を考慮すると、児童相談所でも民間里親支援機関でも社会的養護や里親委託に精通した専門性と熟練度のある人材が必置されるような制度を整備確立しなければならない、との回答がなされた。

次いでフロアとの質疑応答が次のとおり行われた。まず、青山公三教授（京都府立大学大学院公共政策学研究科）から、要保護児童数の統計上の傾向、里親支援機関事業は里親の掘り起こしが目的かどうか、里親志望者の動機を調べた調査はあるか、との質問がなされた。現在要保護児童数は約45000人で増加傾向にあること、新規里親の掘り起こしも制度の普及啓発と併せて必要で里親支援機関事業に含まれるが、重点は里親委託に関わる諸課業について里親家庭を支援すること、直近の調査では、法改正で養子里親と養育里親が区別される

までは養子縁組希望の里親が多かったが、改正後は「社会貢献したい」「子どもを養護したい」「保育士経験を活かしたい」などの理由で養育里親を志望する人も増えている、と回答がなされた。吉岡真佐樹教授（京都府立大学大学院公共政策学研究科）からは、申請者の構想する里親委託支援システム構築の可能性について、論旨が一貫しない部分があるので、問題と可能性と展望を一貫する形で説明してほしいと要望があった。これに対し、里親支援機関事業に関する全機関調査の結果、里親支援に熱心でない児童相談所が支援業務を所掌業務から手放さず、期待されたような民間機関主導の里親支援が行われていない実態が把握できたので、悲観的な現状認識と展望を一旦提示し、現状では困難であっても「できない」と見限ってしまうのではなく、そうした逆境のさなかに今後事態を改善するための諸課題を提示しなければと考えた末、表現がこうなってしまった、との回答があった。さらに同教授からは、里親支援について申請者にはもう少し踏み込んだ課題はないのかと補足質問がなされ、社会福祉協議会などの地域社会資源が里親支援機関事業を行えるのではないかと考えているが、現状では里親支援機関となれる社会機関の範疇が狭すぎるし、里親支援の最低基準も不明瞭なことが制度上の課題であること、また措置権行使以外の里親委託業務を児童相談所が手放さない理由も今後究明してゆきたい、との回答があった。次に、上掛利博教授（京都府立大学大学院公共政策学研究科）から、カナダにおけるDV被害児童の治療里親についての紹介があったあと、厚労省に働きかけて実現した里親支援機関事業は、期待とは異なる面と多少なりとも実現できた面があったと思うが、社会福祉運動としての側面に着目すれば、例えば委託率向上著しい静岡市ではどのような運動があり、どう新たな革新へとつながったのか、そのプロセスが分かると、他の自治体でも他の分野でも同じようなことが展望できるのでは、と質問がなされた。これに対し、静岡市については論文完成後に申請者の知見となったこと、これまでの質疑でも指摘されたが、大分県や福岡市における行政と民間の協働連携が他の自治体で適用される可能性、あるいは一部自治体に配置済みの里親委託推進員や里親委託専門相談員の全自治体配置が進展しない理由、乳児院を経ず行われる新生児里親委託が愛知県でしか実施されない理由などについては今後研究していきたい、と回答がなされた。

#### [審査結果の報告]

審査委員3名による論文審査、およびそれをふまえた2月19日の公開審査における質疑応答を通じて、申請者の一貫した論旨が確認され、論文で明らかにしようとした目的が達成されており、申請者は自立した研究者としての能力と学識を有している、と本審査委員会は判断する。

よって、本委員会は、本論文が博士(福祉社会学)の学位に値すると認めるものである。